

豊中市スポーツ推進委員協議会規約

(名 称)

第1条 この会を「豊中市スポーツ推進委員協議会」という。

(事務局)

第2条 この会の事務局を、豊中市都市活力部スポーツ振興課に置く。

(目 的)

第3条 この会は、豊中市スポーツ推進委員相互の協力体制を確立して、資質の向上と市民体育の振興を図るとともに、連絡提携を密にし、任務の遂行に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 豊中市社会体育行政の協力に関すること。
2. 資質の向上のために、研修会・講習会等の開催に関すること。
3. 市民体育振興方策の研究・審議に関すること。
4. 地域の体育・スポーツ・レクリエーション団体の育成、指導助言に関すること。
5. 市民体育活動の普及・啓蒙に関すること。
6. 他の社会体育関係機関および団体との連絡提携に関すること。
7. 情報交換、伝達に関すること。
8. その他、この会の目的達成に必要なこと。

(構 成)

第5条 この会は、毎期の豊中市スポーツ推進委員をもって構成する。

2. この会は、委員委嘱を受けたときに始まり、その期の会務完了とともに解散したものとみなす。

(役 員)

第6条 この会は、次の役員を置く。

会 長	1 名	副会長	3 名
書 記	1 名	常任委員	若干名

2. 会長は、総会において推挙し、この会を代表し、会務を統括する。
3. 副会長は、総会において推挙し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 書記は、会長が総会にはかり承認を得て、会長が委嘱する。
書記は、事務及び記録を処理する。
5. 常任委員は、委員の互選により選出し、会務を審議し処理する。

(任 期)

第7条 役員の任期は、スポーツ推進委員任期期間とする。

2. 役員は任期満了後も、次期協議会成立まで、その職務を行うものとする。

(会 議)

第8条 会議は、総会と常任委員会に分ける。

2. 総会は全員で構成し、毎年4月及び必要に応じて会長が召集し、活動方針・事業の審議・議決を行う。総会の議長は会長とする。

3. 常任委員会は、常任委員で組織し、総会で決定された事項及び会長から付議された事項、その他を審議処理する。

4. 会長が必要と認める場合は、会議の付議すべき議案を記載した書面を委員に回付し、その賛否を問うことにより会議に代えることができる。

5. 会議の議決は、出席者の過半数によって決める。

(専門部)

第9条 この会の事業を遂行するために必要があるときは、専門部を置くことができる。

2. 専門部の名称、目的及び委員の定員、その他必要な事項は会長が別に定める。

(規約の変更)

第10条 この会の規約変更は、総会で、出席者の三分の二以上の賛成者を必要とする。

付則 この規約は昭和54年2月12日より施行する。

昭和62年4月23日 一部改正

平成3年5月7日 一部改正

平成13年4月25日 一部改正

平成14年4月1日 一部改正

平成24年4月27日 一部改正

平成28年4月1日 一部改正

平成30年4月1日 一部改正

令和2年(2020年)4月1日 一部改正

令和7年(2025年)4月23日 一部改正